

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第119号



【相談事例紹介】電位治療器を購入したが解約したい。どうしたらいいか？

相談 知人から近くの空き店舗で、電位治療器の無料体験会をやっていると誘われた。そこでは健康に関する面白い話が聞けて会場全体が和気あいあいとした雰囲気の中で楽しく過ごせた。スタッフは、「何回来ても無料です！通うことで製品の良さを感じてほしい」と説明していた。最近では毎日のように体験会場に通っていたが、開催期間が終了するとの知らせを聞いて、自宅でも使い続けたいと思い、急いで特別割引価格の100万円で購入した。健康のためと自分を納得させていたが、娘からは「100万円の電位治療器？高過ぎる」と言われた。冷静になって考えてみると焦って高額な契約をしてしまい、後悔しているので解約したい。

回答 この事例では店舗を構えず一時的に会場を借りて勧誘・販売する無店舗販売に分類されます。通常の店舗以外での勧誘・販売は訪問販売に当たり、特定商取引法で規制対象になっているためクーリング・オフ制度が適用されます。今回のケースは、契約書面を受け取ってから8日以内であったため、事業者には通知を送ってクーリング・オフすることができました。このような販売方法は高齢者が対象になりやすく、消費者を言葉巧みに誘導し、最終的に高額な商品を契約させる手口で、トラブルになかなか気付けない場合もあります。

【被害に遭わないためには】

- ①安易に会場に行かない。
- ②「無料」「限定」「特別に」という言葉に惑わされず、本当に必要かよく考える。
- ③ただより高い物はないと肝に銘じる。

商品によってはクーリング・オフが使えない場合もありますのでご注意ください。
不明な点がありましたら消費生活センターまでお問い合わせしてください。



消費生活センターから

～消費生活センターはどんなところ？～

消費者が、契約して事業者とのトラブルになった場合や、商品・サービスの契約前相談、ある商品を使ってけがをした時など、消費生活に関するトラブルで困ったときの相談窓口です。個人情報などの秘密は厳守されますので一人で悩まず消費生活センターに相談してください！



「見守り新鮮情報」や 「子ども・若者サポート情報」を紹介

国民生活センターから発行されているリーフレットです。
悪質商法や詐欺の啓発、製品事故情報などをメールマガジンでも入手できます。

▶詳細はこちら



ひとこと助言

- 賃貸住宅を退去する際の原状回復について、年月の経過による変化や普通に使用して付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、話し合いましょう。
- 退去時だけでなく入居時も、貸主と一緒に部屋の状態を確認し、確認内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮ったりして記録に残しましょう。
- 契約する際は、契約内容や特約などをよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談してください。

引用：「子どもサポート情報 第193号（2023年2月14日発行）」

幕別町消費生活センター（電話相談：☎55-5800）

窓口	札内	月曜～金曜	午前9時～午後4時	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
	幕別	火曜・木曜	※札内：第1・3・5水曜は午後7時まで	役場1階相談室
	忠類	第2・4水曜	※忠類：事前予約が必要	忠類コミュニティセンター

子どものまわりにあるさまざまな危険をお知らせする

子どもサポート情報

第193号
2023.2.14

賃貸アパート退去時の 原状回復のトラブルに注意

事例 家賃6万5千円で2年間住んだ
築30年のアパートを退去した。

管理会社から、壁クロス張り替え代、
床工事費、ハウスクリーニング代、
エアコン洗浄費など約17万円の
原状回復費用を請求され、
家賃の日割り返金分と
敷金との差額約5万円を
支払うように言われた。ハウスクリーニング代とエアコン
洗浄費は契約書に記載が
あるので払うが、壁や床は
汚していないし、壁のクロスは
入居時につぎはぎだらけ
だった。支払いたくない。
（当事者：学生）



©Kurosaki Gen

ネット通販の落とし穴、知って安心！

定期購入トラブルの事例をチェック



01

初回だけ500円



初回は安く、
2回目以降が高額料金

2回目以降は1万円



02

電話だけでなく、**SNSの登録**も必要!?



簡単に止められると
あったのに…
面倒な手続きが必要

03



途中解約が
できないの!?

特典を付けたら、
途中解約が出来ない
内容になっていた